

平成 27 年 4 月 1 日施行
平成 28 年 10 月 3 日改正
令和 2 年 8 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正

「研究活動における不正行為」及び「研究費の不正使用」に関する体制

この体制は、九州産業大学及び九州産業大学造形短期大学部において研究活動における不正行為及び研究費の不正使用の防止に関し、必要な事項を定めるものとする。

I. 研究活動における行動規範

(対象者の範囲を変更)

1. 現行では、公的研究費を獲得した研究者に対する行動規範として定めていたが、対象を「本学の教育職員及び本学において研究に従事する者」(研究者等)を含めることとする。

(大学等の研究機関の管理責任)

2. 本学の研究者等は、共同研究を行う場合には、研究の目的や内容、業務、役割、責任等を明確にした上で実施しなければならない。また、共同研究代表者になった場合は、共同研究者間において、研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、相互に理解することを求めるなど、責任ある研究体制を確保しなければならない。

II. 公的研究費不正防止計画

(研究費の適正な運営・管理活動)

1. 旅費の事実確認

航空機を利用して出張した場合、現行では、公的研究費を獲得した研究者を対象に搭乗を証明する書類(搭乗証明書等)(以下「搭乗証明書等」という。)を求めていたが、今後、学内研究費等を含めて航空機を利用して出張した場合も搭乗証明書等の提出を義務付ける。

2. 学生等に支給する謝金の事実確認

現行では、公的研究費により学生等を採用した場合、勤務実態のない謝金・賃金の請求、勤務時間の水増しなどの不正防止を行うため、無作為抽出により従事者本人から直接、勤務日、勤務時間、勤務実態等の事実確認を行っていたが、今後、全ての研究費により採用した場合、無作為抽出的に従事者本人から事実確認を行う。

3. 研修会の実施(既に実施しているもの)

研究費の不正防止マニュアルを作成し、研究費の不正防止に係る研修会を実施し、公的研究費に採択された教育職員(研究者)及び関係事務職員に周知徹底を図る。また、研修会実施後において、理解度把握のためアンケート調査を行う。

4. 誓約書の徴収(既に実施しているもの)

公的研究費に採択された教育職員(研究者)及び関係事務職員から、関係ルールを遵守する旨の誓約書を提出しなければならない

5. 執行計画書の徴収(既に実施しているもの)

適正な予算執行を行うために公的研究費に採択された教育職員(研究者)は、毎年度初めに四半期毎の執行計画書を提出するものとする。

6. 過年度に購入した物品の確認(既に実施しているもの)

公的研究費に関して、過年度に購入した物品(iPad、ノートパソコン等換金性の高いもの)については、内部監査とは別に産学共創・研究推進本部等が抽出的に確認を行う。

7. 納品物品のマーキング

公的研究費に関して、取引業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時に納品物品の反復使用を防ぐために産学共創・研究推進本部職員等は、抽出的に納品物品へのマーキングを行う。

8. 特殊な役務の検収について

公的研究費に関して、特殊役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守点検など)の検収については、産学共創・研究推進本部職員または学内外の専門知識を有する者が実施する。

9. 取引業者からの誓約書の徴収

公的研究費に関して、不正な取引に関与した業者への取引停止等のルールを定め、一定の取引実績のある業者は、関係ルールを遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

10. 研究倫理教育の実施

教育職員等に対し研究倫理教育を実施し、受講を義務付ける。